

特定商取引に関する法律第8条第1項に基づく業務の一部停止命令及び 第7条第1項に基づく指示並びに第8条の2第1項に基づく業務禁止命令

1 事業者の概要

事業者名 ●●●● (法人番号●●●●) (以下「当該事業者」という。)
 代表者等 代表取締役 ●●●●
 取 締 役 ●●●●
 本店所在地 ●●●●
 設 立 平成●年●月●日
 資 本 金 ●●●●万円
 業 務 内 容 「●●●●」と称するバイナリーオプションに係る学習用プログラミングツール
 が内蔵されたU S B及び「●●●●」と称する当該ツールを稼働させるためのU
 S B (以下「本件商品」という。)の売買契約 (以下「本件売買契約」という。)
 売 上 高 7 億 2226 万 5000 円 (平成 30 年●月～平成 31 年●月) (事業者報告による。)
 業務委託契約者※ 795 名 (事業者報告による。)

※当該事業者と本件売買契約をした後、本件商品の販売に関する業務委託契約を結んだ者

2 上記事業者に関する都内の相談の概要 (令和 2 年 3 月●日現在)

平均年齢	平均契約額	相 談 件 数			
		29 年度	30 年度	元年度	合計
約 21.1 歳 (20～28 歳)	約 53.6 万円 (最大 60 万円)	2 件	99 件	129 件	230 件

参考：全国 29 年度 2 件、30 年度 178 件、元年度 243 件、合計 423 件

3 業務の一部停止命令 (法人) の内容

令和 2 年 3 月●日 (命令の日の翌日) から令和 2 年 9 月●日までの間 (6 か月間)、特定商取引に関する法律第 2 条第 1 項に規定する訪問販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

- (1) 売買契約の締結について勧誘すること。
- (2) 売買契約の申込みを受けること。
- (3) 売買契約を締結すること。

4 業務の一部停止命令の対象となる不適正な取引行為

不 適 正 な 取 引 行 為	特定商取引に関する 法律の条項
勧誘に先立って、消費者に対し、「バイト以外にも稼ぐ方法がある。」「私がやっている投資に関するすごい人がある。なかなか会えない。芸能人が来るようなカフェで会わせたい。」などと告げるのみで、当該事業者の名称、本件売買契約の締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る本件商品の種類を明らかにしていなかった。	第 3 条 勧誘目的等不明示

本件売買契約の締結について勧誘をするに際し、実際には、人工知能が搭載されていないにも関わらず、「AI を利用したシステムに頼ることで、属人的な判断を排除し勝率を上げている」、「AI が入った USB だから勝てる」、「システムには人工知能が入っているから、だんだん強くなる。」などと、あたかも本件商品に人工知能が搭載されているかのように、本件商品の性能について不実を告げていた。	第 6 条第 1 項第 1 号 不実告知（商品の性能）
本件売買契約の締結について勧誘をするに際し、複数日にわたり 3 時間以上の勧誘を行うなど、長時間かつ執拗に消費者に対し迷惑を覚えさせるような仕方で行っていた。	第 7 条第 1 項第 5 号 省令(*)第 7 条第 1 号 迷惑勧誘
本件売買契約の締結について勧誘をするに際し、投資経験がなく、その他特段の収入・財産もない学生に対して、難しい投資でリスクも高い取引であるバイナリーオプションに関する本件商品を 53 万 7,000 円で販売しており、顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘を行っていた。	第 7 条第 1 項第 5 号 省令第 7 条第 3 号 適合性原則違反
本件売買契約の相手方に対し、本件売買契約に基づく債務を履行させるため、消費者が本件商品の購入資金を貸金業者から借り入れるに際し、奨学金は借りていないことにすること、借入理由は車を買う必要があるためとすること、実際の年収ではなく百何十万円とすること等と事実と異なる理由や年収で申込するよう指示するなどして、本件売買契約の相手方の支払能力に関する事項について虚偽の申告をさせていた。	第 7 条第 1 項第 5 号 省令第 7 条第 6 号イ 支払能力虚偽申告教唆

*省令：特定商取引に関する法律施行規則

5 指示（法人）の内容

- (1) 当該事業者は、業務停止命令を受けた違反行為の発生原因について、調査分析の上、検証し、その検証結果について、業務停止命令の日から 1 か月以内に東京都知事宛て文書にて報告すること。
- (2) 当該事業者は、違反行為の再発防止に向けた、再発防止策及び社内のコンプライアンス体制を構築し、当該再発防止策及び当該コンプライアンス体制について、本件業務停止命令に係る業務を再開する 1 か月前までに、東京都知事宛て文書にて報告すること。

6 業務禁止命令（個人）の内容

対象者	業務禁止命令の内容	命令の原因となった事実
●●●●	令和 2 年 3 月●日（命令の日の翌日）から令和 2 年 9 月●日までの間（6 か月間）、当該事業者に対して訪問販売に関する業務の停止を命じた範囲の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）を禁止する。	当該事業者の設立当初から同社の代表取締役を務めており、同社において、本件売買契約に係る勧誘方法について指示を行っている上、商品管理、同社が訪問販売を実施するための組織編成、営業員に対しての人事について最終決定権を有していたものであり、本件売買契約に係る訪問販売業務全般を監督・指導する立場にあり、当該業務の停止を命ぜられる業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。
●●●●		当該事業者の設立当初から同社の取締役を務めており、同社における営業責任者として、営業行為全般を統括し、営業員に対して営業行為に関する具体的な指示等を行っている上、人事権についても、同社の代表取締役である前田朗と共に最終決定権を有

		していたものであり、本件売買契約に係る訪問販売業務全般を監督・指導する立場にあることから、当該業務の停止を命ぜられる業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。
--	--	---

7 今後の対応

- (1) 業務停止命令及び業務禁止命令に違反した場合は、行為者に対しては、特定商取引に関する法律第 70 条の規定により、3 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金又はこれらを併科する手続きを、法人に対しては、同法第 74 条の規定に基づき、3 億円以下の罰金を科する手続きを行う。
- (2) 指示に基づく検証結果について、令和 2 年 4 月●日までに都知事宛てに報告させる。
- (3) 指示に基づく再発防止策及びコンプライアンス体制の構築について、令和 2 年 8 月●日までに都知事宛てに報告させる。
- (4) 指示に従わない場合には、同法第 71 条の規定により、行為者に 6 月以下の懲役又は 100 万円以下の罰金又はこれを併科する手続きを、法人に対しては、同法第 74 条の規定に基づき、100 万円以下の罰金を科する手続きを行う。

(事例1)

平成30年11月、大学生甲は、高校時代の友人A（営業員）から久しぶりに連絡を受け、都内の遊技場で会ったところ、「バイト以外にも稼ぐ方法がある。」「バイトで稼いだお金を増やす方法がある。」などと聞かされた。12月に入るとまたAから「稼ぐ方法を詳しく教えるから。」と連絡があり、都内の飲食店で、生涯年収より生涯支出の方が多いという話やバイナリーオプション取引のことを説明されたあと、「このシステムを販売している、すごい人に会わせてあげる。」と誘われた。このときAから、事業者の名称や本件商品を購入しなければならないことについての説明は一切なかった。

その後も何度も連絡があり、Aが「すごい人」と呼ぶB（営業員）に会うよう誘われた。甲は、これまで投資の経験も知識もなかったが、少し興味を持つようになり、Aの誘いを受入れることにした。

平成31年3月、甲はAと二人で都内の喫茶店に行った。そこでAは、「システムには人工知能が入っているから、だんだん強くなる。」「過去のパターンの分析もAIがするから、勝てるシステムなんだ。」「だから高い、車1台分くらいの価値がある。」「システムを使えば、70～80パーセントの確率で勝てる。」などと説明した。甲は、自分に知識がなくても、AIが判断してくれるから高い確率で勝つことができ、安定的に利益を出せるのだろうと魅力を感じた一方で、車1台分とは、いったいいくらするんだろうと思った。また、AはBのことを投資で稼いでいるすごい人で、いろいろなセミナーで講演することもある忙しい人だと言ったので、甲は、これから投資のプロの人に会うのだと思った。

その後、甲とAは、Bに会うために都内のホテルのカフェに行った。同店でBは、「これはバイナリーオプションという投資で稼ぐやり方。」「それがこのUSBに入っている。」「金額は53万7,000円」などと説明した。Bと別れたときには通算して3時間以上たっており、甲は、ずいぶん長い時間、勧誘を受けたと感じた。

甲は、Aから人工知能を使ったシステムで稼いでいるとは聞かされていたが、高額な本件商品を購入する必要があるということはこのとき初めて知った。また甲は、どういうシステムなのか興味があつて話を聞きに來ただけだったし、当時のバイト月収は10万円くらいで貯金も10万円程度だったので、本件商品は高額でとても買うことはできないとAに伝えた。Aは、「足りない分は学生ローンで借りれば大丈夫。」「自分も学生ローンで借りました。」「このシステムがあつたからすぐ返せた。」などと言って、貸金業者からお金を借りて本件商品の購入資金を用意することを勧め、過去にお金を借りた経験もなかった甲の不安を見透かしたように、信頼できる先輩を紹介するから一緒に話を聞こうと誘ってきた。

翌日、甲は、AとともにAが「信頼できる先輩」と呼ぶC（営業員）に会った。Cからは、お金を借りる理由を「留学と英会話スクールに通うため」と言うよう指示され、さらに、「アルバイトの収入は13～15万円程度と書いた方が通りやすい。」「奨学金は借りていないことにして。」などと言った。甲は、これまでローン会社でお金を借りたこともなかったし、嘘の理由で借りるように指示されて、ますます不安に感じた。甲は、「システム使って稼げるなら、Aがお金貸してよ。」と言ったが、Aは渋って貸してくれなかった。甲は、仕方なく、学生ローン2社で、指示されたとおりに申込みをして、合計45万円を用意した。それでも足りない分については、学資の足しにと貯金していた定期預金を解約して、本件商品の購入資金を揃えた。

その翌日、Aと一緒に都内の喫茶店で契約担当のD（営業員）と会った。Dは、「確認項目の中で『いいえ』に該当するものが一つでもあれば売買契約できない。」と言ったので、甲は、無理な借入れをすることがなかったかという項目など、「いいえ」と思うところはいくつもあつたが、「いいえ」を選ぶわけにはいけないと思った。甲は、Dから早口で説明されて、確認書にチェックしたあとと契約書にもサインをし、現金53万7,000円をDに手渡し、本件商品を受取った。

その後、甲はインターネットで事業者のことを検索し、同じような勧誘方法で被害にあった人がたくさんいることを知り、契約を解除することにした。

（事例 2）

平成 31 年 2 月、大学生乙は友人 E（営業員）と SNS のやり取りをしていた時、突然 E から「稼げる方法を教えてもらった。」「投資を教えてもらった。」など投資で利益を出したことや、投資の方法をしてくれる人の話を聞きたいかとメッセージが来た。乙は E がやっている投資に興味を持ったので話を聞きたいと答えた。E からは事業者の名称も本件商品に関する話も一切なかった。

同年 3 月夕方、乙は E と都内の喫茶店に行った。E は話を聞く前に時間があるからと言って人生に必要な総資産の概算などについて説明をし、投資の必要性について話してきた。ほかにも雑談のような話はしたが、このときも E から事業者の名称や本件商品に関する話はなかった。1 時間以上経って E に連絡がきて、別のカフェに移動した。カフェに入る前に E と同じ投資をやっているという G（営業員）を紹介された。G とはその場で軽く挨拶をした程度で別れた。

カフェに入ると F（営業員）が乙と E を待っていた。F は事業者名とバイナリーオプションの説明をしたうえで、「A I を利用したシステムに頼ることで、属人的な判断を排除し勝率を上げている。」「勝率 70 から 80 パーセントを実現している。」「このシステムが入った U S B が 53 万 7,000 円だ。」などと本件商品の機能や価格について説明をした。勝率を説明する際に、年間の資金の増減の推移をグラフにしたという表を見せられ、F は「このシステムを使った場合の資金の推移だ。」などと説明した。その表は上下はあるものの右肩上がりのグラフになっていて、最終的に資金は増えていた。乙は投資の話が高額な本件商品を購入して行うものだったとは思っていなかったのが驚いたが、F の説明から本件商品を使用すれば、A I が上昇か下降を判断して勝率を上昇させてくれると感じた。また、1 時間以上 F から投資の話を聞いて洗脳されたような状態になり、本件商品を購入して早く始めた方が良いのではと考えた。ただ、乙は 50 万円以上のものを購入できるほどの貯金はなく、アルバイトで月 8 万円くらい収入はあったが、それは生活費等に使うもので、すぐ本件商品を購入する気にはならなかった。乙が高価なためすぐには手が出せないことを言うと、F からは「高額と感じるかもしれないけど、さっきの推移見たでしょ。」「もし乙君が購入したら、6 万円は E に紹介料として振り込まれるから。」などと言われた。乙はその場では購入の即断ができなかったので答えは保留して、E とカフェを出た。カフェを出ると午後 9 時ごろになっており、F から説明を 1、2 時間受けたことや、F に会うまでに 1 時間以上待たされたので、説明が終わったあと乙はとても疲れを感じた。

F の説明が終わり乙は帰ろうと思ったが、「G がまだ近くにいますから話をしましょう。」と E に連れられてファミリーレストランで G と会った。乙が F と話をしたと聞くと、G は、「U S B を売ってもらえるでしょ。」「早く始めたほうがいいよ。」などと、本件商品の購入を勧めてきた。G は自身も E もほかの者も学生ローンで借りて購入していること、投資で稼ぐことができるから半年くらいで借金を返済できたことを話した。また、G は学生ローンの借り方を教えてくれると言った。

後日、乙は G の案内でローン会社に向かった。G から借入れ理由は車を買う必要があるためとすること、年収は実際より多い百何十万円とすることを指示された。乙は、事実ではない理由や年収で申請することに不安を感じたが、G から「それでもやらなきゃ。」「すぐに返済できるから問題にならない。」などと言われ、抵抗があったが言われたとおり申請をして 30 万円を借入れた。

同日、E の案内で都内のファストフード店で契約担当者の H（営業員）に会った。H から確認書面を提示され、「一つでも「いいえ」にチェックがあると U S B を購入することはできない。」などと言われた。乙は、本当は「いいえ」だと思ふところがあったが、H は確認書面をととても早口で読み上げ、自分で考える前にチェックを入れた。また、一つでも「いいえ」にチェックを入れると U S B を購入できないと聞いていたので、事務的に「はい」へチェックを入れるしかなかった。そして H は、契約書の内容も早口で読み上げ、乙に署名を求めてきたので、乙は署名をして代金 53 万 7,000 円を支払った。

乙は本件商品を使用して投資を始めたが損失が続いた。G に相談すると、営業員や本件商品購入者が集まるミーティングに参加するよう言われ、それでも損が続くと、しばらくして資金集めをしない

かと誘われるようになった。資金集めは、知人を勧誘して契約させれば6万円を入手できるというもので、その方法は、乙がEやGから受けた勧誘と同じ方法だった。

（事例3）

平成31年2月、大学生丙は、自身のSNSに高校時代の同級生だったI（営業員）から「近々会って話そう。」というメッセージが届いたのを見て、Iと久しぶりに会えると楽しみにしていた。数日後、丙のSNSに、Iから学校の件で相談したい旨のメッセージが入り、2週間後に会うことになった。

約束の日、丙は都内の飲食店でIと夕食をとりながら、お互いの大学の話や悩み事を話していたところ、Iが「映画を見ながらパソコンを操作するだけで儲かる仕組みがあつて、それをやっている。」「その仲間との飲み会やイベントも楽しい。」「月に30万円くらい稼いでいる。」「絶対に損はしない。」と投資の話を始めた。丙は、学校以外に人脈を増やせるのは楽しそうだと感じていた。Iはさらに、同じ高校の仲間も参加しているから一緒にやろうと誘い、丙のアルバイトの状況や収入、貯金について聞いてきた。丙は不思議に思いながらも素直に回答し、その日は夕食後に解散した。

1週間後、Iから電話があり、「私がやっている投資に関するすごい人がある。なかなか会えない。芸能人が来るようなカフェで会わせたい。」と言われた。丙は投資の知識も経験もなかったが、Iの熱心さに負けて、2週間後に2日間予定を空けてその日に会うことを約束した。

約束の日の午後2時に待ち合わせをして、近くの喫茶店に入ると、Iは丙に対して突然、生涯賃金や将来かかってしまう費用などへの不安について講座のような話を始めた。午後4時ころになって、すごい人に会えるからと、Iは近くにある高層ビルのカフェで、丙とJ（営業員）を引き合わせた。Jは、用意していた表を見せながら、「これはバイナリーオプションという投資で稼ぐやり方です。」「矢印の動きを見るだけだから、経験がなくても大丈夫。」などと話し、「バイナリーオプションは難しい投資でリスクも高い。私たちが使っているシステムはAIを構築できる金融系の投資に詳しい人が作ったもの。AIが入ったUSBだから勝てる。」と説明した。

その後、事業者名と自分の名前を名乗り、本件商品について「53万7,000円で販売している。丙が購入する場合、会社からIにお金を渡すことになっている。」と丙に告げた。丙は、Iがやっているという投資に本件商品が必要だということを初めて知り、53万7,000円は高いと感じた。また、Iが丙をJに紹介したのは、紹介料が目当てなのかとも思った。このとき丙は、親からもらった貯金があつたので、購入してすぐにクーリング・オフすればいいと考え、話を聞くだけ聞いていた。

Jと別れ、二人で食事をしていると、Iは「USBを買うお金はあるか。」「バイトに登録しているか。」などと聞いてきた。丙が貯金があると伝えると、Iはお金のお話をやめ、別れ際「投資を始めるからパソコンを買おう。」「明日現金を用意しておいて。」と言った。丙は長時間の話を聞いていた。

翌日の昼すぎ、丙は現金を用意してIと待ち合わせると、アウトレットのパソコンを購入するよう促された。購入後別の場所に移動すると、Iの投資仲間と合流して食事をとり、午後6時近くになって、契約担当者K（営業員）と会うため場所を移動した。午後6時半ころにKが現れ、契約書と確認書と呼ばれるものを示し、「確認書の項目を読み上げるので、『はい』のほうにチェックを入れてほしい。一つでも『いいえ』があると契約できないからね。」と言って早口で確認書を読み上げ始めた。

丙は、「いいえ」だと思う項目もあると思いながら、その場の雰囲気には押され、すべて「はい」にチェックを入れた。契約書にサインをして現金53万7,000円を渡すと、Kから本件商品が渡され、契約が終了した。丙は、2日続けて昼過ぎから夜までの長時間勧誘されたことに、ひどく疲れを感じていた。

翌日、同じく本件商品の契約をしたという友人と連絡を取っているうちに、やはり解約したいという意思が強くなり、解約するために消費生活センターに相談した。